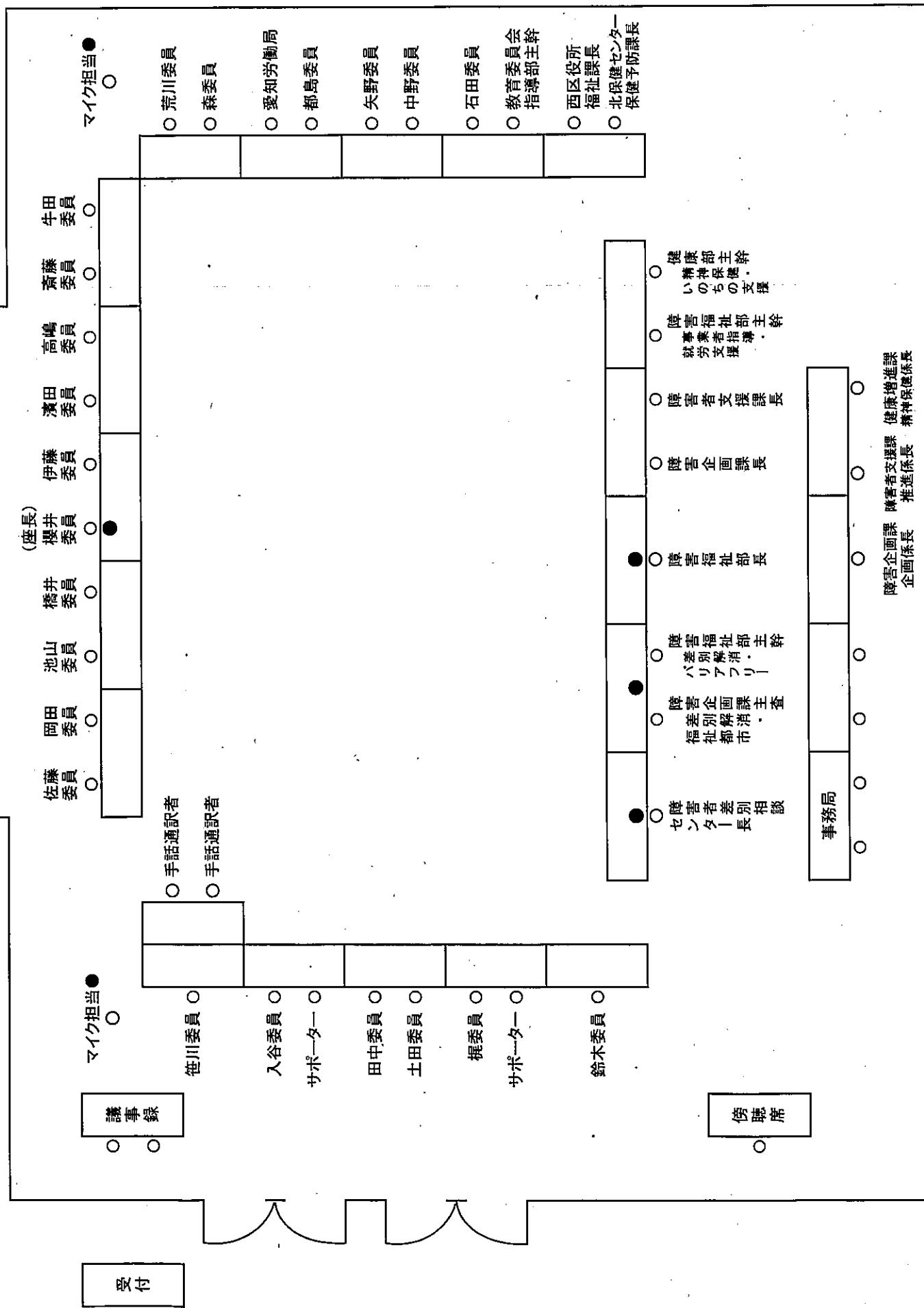


令和5年度第2回名古屋市障害者差別解消支援会議 配席図

●マイケ



令和5年8月18日

市政記者クラブ様

スポーツ市民局人権施策推進室
担当 伊藤、松田 電話：972-2583

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る
検証委員会について

令和5年6月3日に開催された名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る職員の対応等について検証するため、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日時

令和5年8月30日（水）午前10時

2 場所

名古屋市公館（3階 特別会議室）
名古屋市中区三の丸三丁目2番5号

3 構成

(敬称略・学識経験者は五十音順)

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	浅田 知恵	愛知教育大学教授
	小林 直三	名古屋市立大学教授 名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会委員
	田中 伸明	弁護士 内閣府障害者政策委員会委員 名古屋市障害者差別解消支援会議委員
行政	杉野 みどり	副市長
	鳥羽 義人	スポーツ市民局長
	平松 修	健康福祉局長
	杉浦 弘昌	総務局長

4 議題(予定)

- (1) 事案の概要等について（公開）
- (2) 検証について（非公開）

5 その他

(1)取材

希望される場合には、8月29日（火）正午までに、別紙により、社名、人数、カメラ台数及び連絡先をスポーツ市民局人権施策推進室へメール又はFAXにてお知らせください。

会場の都合上、入室は、当日の午前9時30分以降とさせていただきます。

(2)傍聴

傍聴者定員：10名

傍聴を希望される場合は、8月28日（月）正午までに、電話、メール又はFAXにより、氏名、連絡先を明記し、お申し込みください。

お申し込みが傍聴者定員を上回った場合は、抽選により傍聴者を決定し、傍聴の可否を全員にお知らせします（辞退がある場合の繰り上げ対応を含む）。

(3)連絡先

スポーツ市民局人権施策推進室

メール a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

FAX 052-972-6453

電話 052-972-2583

会議を傍聴する際の注意事項

- 1 ポスター、ピラ、拡声器の類を所持している者のほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
- 2 傍聴者は会議場においては、静謐を旨とするとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
 - (4) その他の会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、座長が許可した場合はこの限りでない。
- 4 傍聴者は、会が傍聴を認めないと決定した議題について審議等を行おうとする場合は、直ちに会議場から退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、座長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴者がこの要項の規定に違反した場合、座長は傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 7 傍聴者が前項の規定による命令または前条の指示に従わないときは、座長はその者に対して会議場からの退場を命じることができる。

名古屋市障害者差別解消支援会議名簿

(令和5年8月1日現在)

区分	所属等	氏名
学識経験者	弁護士	櫻井 義也
	中京大学現代社会学部教授	伊藤 葉子
障害者福祉事業従事者等	名古屋市身体障害者福祉連合会会长	橋井 正喜
	名古屋手をつなぐ育成会副理事長	濱田 智恵実
	名古屋市精神障害者家族会連合会会长	池山 豊子
	愛知県重症心身障害児（者）を守る会会长	高嶋 みえ
	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	岡田 ひろみ
	わっぽの会理事長	斎藤 總三
	日本リウマチ友の会愛知支部	佐藤 玲子
	愛知県難病団体連合会事務局長	牛田 正美
	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会監事	磯村 有吾
	愛知県精神障がい者福祉協会	荒川 浩平
	愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長	入谷 忠宏
	名古屋市視覚障害者協会会长	田中 伸明
	名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長	笹川 純子
	名古屋手をつなぐ育成会会員	梶 昌弘
	患者会「雑草」会長	土田 正彦
関係機関等	名古屋法務局人権擁護部第二課長	森 祐齊
	愛知労働局職業安定部職業対策課長	古江 俊博
	名古屋市医師会理事	児玉 充央
	名古屋市歯科医師会会长	都島 誠一
	名古屋市薬剤師会会长	矢野 宗敏
	名古屋商工会議所企画部長	白木 隆光
	名古屋市区政協力委員議長協議会副議長	中野 幸夫
	名古屋市民生委員児童委員連盟副理事長	石田 ゆり子
健康福祉局长が必要と認めたもの	健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・バリアフリーの推進）	榎原 昌志
	教育委員会事務局指導部主幹（特別支援教育）	濱田 尚人
	西区保健福祉センター福祉部福祉課長	木全 裕子
	北区保健福祉センター保健予防課長	古田 哲之
	障害者差別相談センター統括責任者	神村 昌克
	西区障害者基幹相談支援センターサテライト管理者（副センター長）	鈴木 美千代

令和5年度第2回名古屋市障害者差別解消支援会議

日時：令和5年8月22日（火）午後1時30分～
場所：名古屋市公館 レセプションホール

- 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」
の一部改正（案）について
【資料1】(P. 1)

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の一部改正
（案）について
【資料2】(P. 9)

- 本市における障害者差別解消の推進にかかる取り組み
【資料3】(P. 13)

- 障害者差別相談センターの運営状況
【資料4】(P. 17)

<参考資料>

- ・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議における報告事例 (P. 27)
- ・愛知労働局及び名古屋法務局における相談事例 (P. 31)

<別冊資料>

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（改正案）

1 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正（案）について

（1）条例改正に関する概要

ア 条例改正の方針（変更）

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」（以下「市民討論会」という。概要については、P.7（別紙）参照。）に係る検証結果を「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」（以下「条例」という。）に反映させる必要があることから、以下のとおり2段階に分けて条例改正を行うもの。

（ア）法改正に伴う条例改正【令和5年度予定】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）の改正（いずれも令和6年4月1日）に伴い、条例の規定との整合を図るために、所要の改正を行う。

（イ）法改正以外の事項に係る条例改正【令和6年度予定】

市民討論会に係る検証結果や社会情勢等を勘案し、所要の改正を行う。

イ 条例改正スケジュール（案）

時期	法改正に伴う条例改正	法改正以外の事項に係る条例改正
令和5年度 5月 6月 8月 11月以降	障害者団体連絡会 第1回障害者差別解消支援会議 障害者施策推進協議会 第2回障害者差別解消支援会議 (条例改正案の提示) 改正条例の議会への上程	「市民討論会」に係る検証開始
令和6年度	改正法・改正条例の施行 (令和6年4月1日)	「市民討論会」に係る検証結果 障害者差別解消支援会議等 (検証結果等を踏まえた改正案の提示) パブリックコメント 改正条例の議会への上程 条例施行に向けた周知 (条例ガイドブック等の更新) 改正条例の施行

(2) 法改正に伴う条例改正（案）【令和5年度予定】

ア 事業者の合理的配慮の提供の義務化

(ア) 概 要

現在は「努力義務」である事業者の合理的配慮の提供を、改正後の法第8条第2項と同様に「義務」に引き上げ、市も事業者も合理的配慮の提供は「義務」とする。（条例第9条第1・2項、第10条）

【参考】法（改正後）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（イ）条例の改正案（※ 改正箇所）

現在の条例	条例の改正案
<p>（市が行う合理的配慮の提供）</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>（市及び事業者が行う合理的配慮の提供）</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>
<p>（事業者が行う合理的配慮の提供）</p> <p>第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>（削除）</p>

(3) 法改正以外の事項に係る条例改正（案）【令和6年度予定】

ア 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」に係る検証結果を踏まえた改正
内容は今後の検証状況を見極めながら検討

イ その他これまでの差別解消支援会議での議論を踏まえた改正
内容はP.5 別添資料（条例の骨子）参照

【前回差別解消支援会議（令和5年5月22日）におけるご意見からの修正】

① 定義の修正・追加

（ア）概要

身体障害の「肢体不自由、視覚障害、聴覚障害」の3障害は「知的障害」「精神障害」「難病」同様、障害特性がまったく異なる独立した障害として成り立っていることから、身体障害の内訳として併記していただきたい。

【参考】身体障害者福祉法

（身体障害者）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- 四 次に掲げる肢体不自由
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

（イ）条例の改正案（※ 今回修正箇所）

現在の条例	条例の改正案
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）障害者 身体障害（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部障害等）、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>

② 合理的配慮の提供

(ア) 概 要

基本方針「代替措置の選択も含めた対応を柔軟に」は大切な視点のため、条例にも反映していただきたい。(条例第9条第3項)

【参考】基本方針（改正後）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

(イ) 条例の改正案（※ 今回修正箇所）

現在の条例	条例の改正案
(市が行う合理的配慮の提供) 第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 2 (略) (新設)	(市及び事業者が行う合理的配慮の提供) 第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 2 (略) 3 合理的配慮の提供は、当該障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、市及び事業者の事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況も考慮し、代替措置の選択も含め、市及び事業者と障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例の骨子

目的

○障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

定義

○以下の6つの用語について定義する。

- ①障害者 ②社会的障壁 ③不当な差別的取扱い ④合理的配慮 ⑤障害を理由とする差別 ⑥事業者

基本理念

○誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。

- ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会で他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと
- ・意思疎通や情報の取得等の手段（情報通信技術を活用した手段も含む。）の選択の確保、同一

内容の情報を同一の時点で取得できることの確保、意思決定が困難な障害者への支援

- ・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮
- ・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本
- ・災害時における障害特性に応じた適切な配慮
- ・子どもの頃から、障害の有無にかかわらず共に助け合い学び合う心の育成

責務

○市の責務
・障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施
・障害者差別解消に向けた国や他の地方公共団体との相互連携
・障害者差別解消に関する施策実施に必要な財政上の措置その他の措置

○事業者の責務
・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力
・障害者差別解消に関する市の施策への協力

○市民の責務
・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力
・障害者差別解消に関する市の施策への協力

事前的改善措置

○市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。

（参考例）施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上

差別の禁止

○「不当な差別的取り扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
内 容	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
対 象	市・民間事業者ともに「義務」	
(参考例)	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付

○不当な差別的取扱いの禁止について、以下の9つの場面を例示列挙

- ①福祉サービス ②医療 ③教育、療育又は保育 ④雇用 ⑤商品販売・サービス提供 ⑥不動産取引
⑦建物、施設及び公共交通機関 ⑧スポーツ・文化芸術活動等 ⑨情報提供・意思表示の受領

○障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」についての説明

市や事業者は、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めること

相談及び紛争解決の仕組み

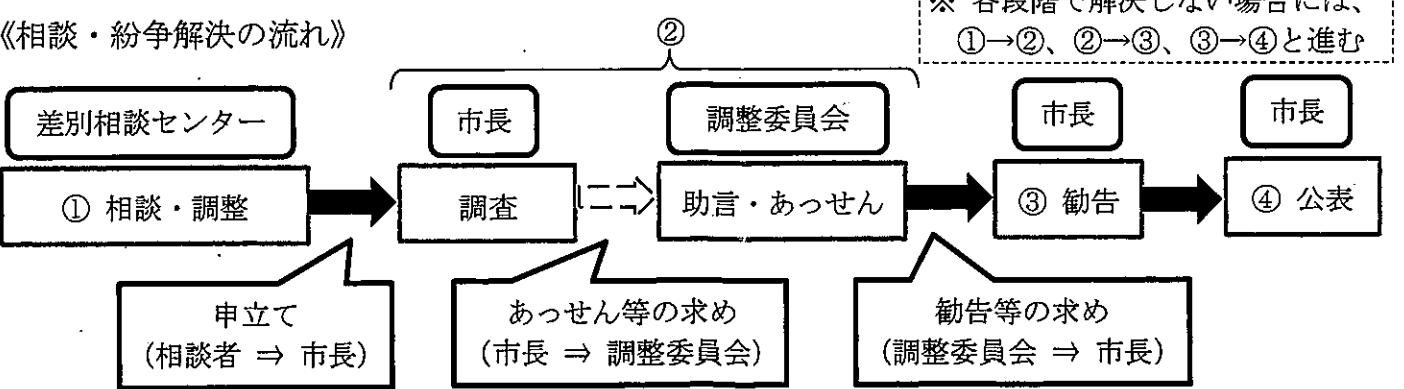
○相談体制

- ・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することができる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口を設置
- ・**障害を理由とする差別の相談に対応できる人材を育成**

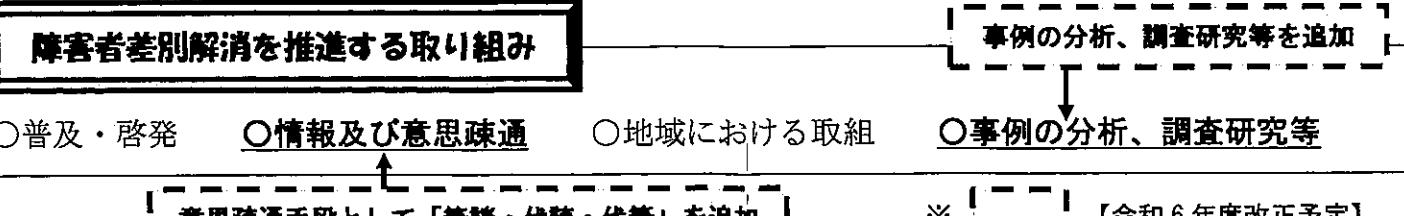
○紛争解決の仕組み

- ・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応

《相談・紛争解決の流れ》



障害者差別解消を推進する取り組み



【代替措置の選択を含め、建設的対話を通じた相互理解の重要性を追加】

【令和5年度改正予定】

民間事業者の合理的配慮の提供を「努力義務」から「義務」へ改正

なごやじょう かん しみんとうろんかい
名古屋城バリアフリーに関する市民討論会について

1 市民アンケート概要

くぶん 区分	ないよう 内容
ちょうさいたいじょう 調査対象	さいいじょう なごやし きょじゅう にん 18歳以上の名古屋市に居住する5,000人
ちゅうしゅつほうほう 抽出方法	じゅうみんきほんだいちょう むさくいちゅうしゅつ 住民基本台帳から無作為抽出
ちょうさきかん 調査期間	れいわ ねん がつ にち すい がつ にち げつ 令和5年4月19日(水)～5月8日(月)
かいしゅうすう 回収数 (回収率)	にん 1,448人 (29.0%)

2 市民討論会の概要

(1) 市民討論会

くぶん 区分	ないよう 内容
かいさいにちじ 開催日時	れいわ ねん がつ にち ど じ 令和5年6月3日(土) 14時～
さんかにんずう 参加人数 / 申込人数	にん にん 36人 / 56人

注 市民討論会へは、市民アンケートに回答いただいた方の中から、参加
申込書を提出された方を対象とした

(2) 当日の流れ

1 市長挨拶	しちょうあいさつ
2 有識者による講演	ゆうしきしゃ こうえん
3 名古屋市からの説明	なごやし せつめい 「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」
4 討論会 (1) 有識者のコメント及び質問への回答	どうろんかい ゆうしきしゃ およ しつもん かいとう
(2) 参加者からの意見	さんかしゃ いけん
5 市長挨拶	しちょうあいさつ

(3) 一部市民による差別発言に係る状況等

1 司会による市民A (車いす利用者) の質問・意見用紙の読み上げ	しかい しみん くるま りょうしゃ しつもん いけんようし よ あ
2 市民Aによる発言	しみん はつげん
3 市担当者による回答	したんとうしゃ かいとう

- 4 司会から希望者による自由発言を求める
- 5 市民Bによる差別発言
- 6 市民Aと市民Bとの言い合い
- 7 市職員による言い合いの制止
- 8 市民Cによる差別用語を含む差別発言
- 9 一部市民からの拍手

(4) 差別発言及び当局の当日の対応

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会（以下、「討論会」とする。）における参加者からの意見において、参加されていた一部市民から他の参加者に對して、差別用語を含む差別発言があつたが、発言のあつた時点で制止できず、その後も不適切な発言は控えるよう注意喚起をしなかつた。また、発言を受けた方等への謝罪を行わなかつた

(5) 事後の対応

- ・市民Aを含む討論会参加者へお詫び状を郵送
- ・市民Aの関係者には謝罪の意を伝えたが、現時点では当該参加者へ直接の謝罪ができていないため、引き続きしっかりとお詫びしていく

3 今後の対応

- ・人権施策を所管するスポーツ市民局から、関係職員への聞き取り調査を受けたが、今後はスポーツ市民局において外部有識者を含む検証チームを組織し、障害者施策を所管する健康福祉局と連携して、外部有識者の意見を聴きながら検証を進めていく。観光文化交流局としても調査・検証に協力していく。
- ・検証チームによる調査・検証の結果を踏まえて、観光文化交流局としても改めて検証し、総括していく。

2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」 の一部改正（案）について

（1）趣旨

本市職員が障害者差別解消法の趣旨を理解し、障害のある方に対して適切に対応するための基本的事項を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（以下「対応要領」という。）について、障害者差別解消法及び同法に基づく国の中基本方針が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。（令和5年度予定・暫定版）

なお、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」に係る検証結果を踏まえ、必要に応じて対応要領の改正を行う予定としている。（令和6年度予定）

（2）前回改正案に対するご意見及び修正（案）

ア 名古屋市障害者差別解消支援会議

意 見	修 正（案）
(P. 12) 「可能なものは…努める」 ⇒「可能なもの」であれば、「できるようにする」でいいのでは。	(P. 12) ご意見のとおり 修正しました。
(P. 14) 精神障害 時には身振り手振りで対応する (P. 25) 精神障害 常に不安の中に居て他人との関わりに自分を守るとして威圧的になることがある。 <主な特徴> ・悪口を言われている・誰かに後をつけられている ・監視されていると感じる・盗聴されていると感じる ・他人から危害を加えられていると感じる ・現実ではない声（幻聴）が聴こえて誰かに命令されていると感じる ・過去に拘りがありトラウマになっている方もいる	(P. 14・P. 25) ご意見を踏まえ 修正・追加しました。
(P. 22) 聴覚障害 「聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより読み書きが苦手な方もいる」 ⇒「聴覚の活用による言葉の習得に制限があることにより読み書きが困難な方もいる」	(P. 22) ご意見のとおり 修正しました。
(P. 19) 「申込方法や問い合わせ先は電話以外にファックスや電子メール等でも対応する」と表記されているが、障害関連に限らず相談機関について、名古屋市の主な機関以外は電話番号しか記載されていない場合が多い。特に公共性・緊急性の高いものは、昨年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」が施行されていることも含め、この機に聴覚障害者でも聞こえる人と同等に連絡・問い合わせができるよう配慮をお願いしたい。	(P. 35・P. 36) その他の関連相談機関のファックス等の案内を一部追加しました。
「名古屋市医師会急病センター」「平日夜間急病センター（3ヵ所）」「各区休日急病診療所」の案内も電話番号のみである。緊急のための医療機関であるにもかかわらず電話番号しか掲載されていない。 名古屋市交通局の「お忘れ物のお問合せ先」も同様で、命に関わることではないが、聴者は電話1本で済むことも聴覚障害者はわざわざ窓口まで行って問い合わせしなければならない。 上記は以前にも問題提起させていただいた。現在、変更・改善されているのであればお知らせいただきたい。	現時点では変更されおりませんが、所管部局に改めて対応の検討を申し入れました。

※（ ）内ページ数は、＜別冊資料＞

意 見	修正（案）
配布するだけでなく、研修をお願いしたい。	
新任研修、昇任・昇格研修等で配布にとどまらない活用の仕方を模索する必要がある。	
改正を機会に、職員研修を引き続きお願いしたい。	
地域の相談窓口での相談件数・内容が充実していくように、窓口当事者への研修などを強めてほしい。	研修の継続・充実に努めてまいります。

イ その他（事務局より）

趣 旨	修正（案）
「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」の事案を踏まえ、再発防止の心構えや具体的な対応方法など、必要事項を追加しました。	(P.1・P.6・P.8・P.21) 追加しました。
障害の『社会モデル』、『社会的障壁』の説明を追加しました。	(P.5・P.6) 追加しました。
(P.28) 第3章 市民からの相談 職員ハンドブック等の内容を踏まえ、記録及び報告の内容について、修正・追加しました。	(P.28~30) 修正・追加しました。
『意識（こころ）のバリアフリー行動宣言』を追加しました。	(P.37) 追加しました。

（3）今後のスケジュール（予定）

- 令和5年9月5日 「意見シート」提出期限
- 令和5年9月中 「対応要領（暫定版）」改正案作成
- 令和5年度中 「対応要領（暫定版）」改正
- 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」に係る検証結果
 - 「対応要領」改正案作成
 - 意見聴取（障害者差別解消庁内推進会議・障害者差別解消支援会議等）
 - 「対応要領」改正

<あて先>名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 水澤・坪井 行

※ 送信票は不要です。令和5年9月5日(火)までに、この用紙のみをFAX(951-3999)
又は電子メール(a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)にてお送りください。

※ なお、任意様式により、送付いただいても結構です。

令和5年度第2回名古屋市障害者差別解消支援会議 意見シート

委員名 _____

議題	ご意見等
1 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例」の一部改正(案)について	
2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の一部改正(案)について	

3 本市における障害者差別解消の推進にかかる取り組み

(1) 相談及び紛争解決体制等

区分 (令和4年度実績)	内 容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	<p>障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。</p> <p>地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。</p> <p>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託(令和2~6年度)。令和4年度の運営状況の詳細は(P.17~26)参照。</p>
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 (令和5年3月20日)	<p>事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかつた事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて隨時開催。</p> <p>令和4年度は申し立てがなかつたため、障害者差別解消推進条例の改正案を議題として、第3回障害者差別解消支援会議と合同で開催。</p>
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催 〔令和4年7月28日 令和4年12月26日 令和5年3月20日〕	<p>地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。</p> <p>名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。</p>
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催 〔令和4年6月6日 令和4年12月19日〕	<p>全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。</p> <p>各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。</p>

(2) 職員研修

ア 健康福祉局主催（障害企画課）

区分	内 容	令和4年度 参加者数
本市課長級職員研修 (令和4年5月～6月) e ラーニング	・障害者差別解消の推進と市職員に期待すること ・相談事案からみえる対応のポイント ・名古屋市職員対応要領の説明	145名
指定管理事業者向け研修 (令和5年2月～3月) e ラーニング	・障害特性の理解 ・必要な合理的配慮 など	404名
窓口職員等向け研修 (令和5年2月～3月) e ラーニング	・障害特性の理解と窓口での配慮 ・障害当事者からの話を通じた障害特性や困っていることや、それを踏まえた望ましい配慮	28名

イ 総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区分	内 容	令和4年度 参加者数
人権指導者養成研修 (令和4年8月2日)	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など	33名
新規採用者研修 (令和4年7月13日)	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など	529名

ウ 子ども青少年局主催

区分	内 容	令和4年度 参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ワーキング 研修 (令和4年8月9・10日)	・発達障害について ・疑似体験 ・ワークショップ など	21名

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

(3) 広報・啓発

ア 民間活力を活用した広報（令和4年度実績・令和5年度委託事業者選考中）

区分	内 容
概 要	民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報として、動画の制作を通じた広報事業の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施。 (令和4年度委託事業者：テレビ愛知株式会社)
ミニ番組の放送	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に作成した「フミダスドーガ」（※）をテレビ番組として再編集し、毎週日曜日の午前6時54分～午前7時00分にレギュラー番組として放送（放送回数：19回） YouTubeやTwitterで広告を実施
事業内容	<p>高校生向けの啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地方の高校の図書館や商業施設で設置・配布している高校生向けフリーぺーパー「ch FILES 東海版」で高校生が名古屋市の障害者理解に関する講師派遣事業（当該事業の詳細は後述）を体験する記事を掲載するとともに、その体験の様子をテレビ愛知の番組（12月16日放映「キン・ドニーチ」）で紹介 愛知県内の「ch FILES 東海版」を設置している高校（183校）へ点字ブロック・ヘルプマーク・バリアフリートイレに関する啓発ポスターの掲載を依頼

（※）「フミダスドーガ」

- 障害の特性や、その障害のある人が困っていること、具体的なサポートの方法を伝えて障害や障害のある人への理解を深めるためのアニメーション動画
- 名古屋市ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）内でも公開中

[トップページ > 暮らしの情報 > 障害者 > 障害者差別解消法 >
 障害について「知る」「理解する」動画やガイドブックなど]
- 「肢体不自由」「視覚障害」「聴覚障害」「重症心身障害」「知的障害」「発達障害」「精神障害」「内部障害や難病」の障害種別ごとに8本の動画を制作



イ 障害者理解に関する講師派遣事業

区分	内 容
概 要	市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。 【事務局ウェブサイト https://shougairikai-nagoya.jp 】
対象者	市民又は市内の事業所、5名以上（原則）の集まり
主な コース例	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害理解入門」 ・「障害特性を知り、接し方を知る」 ・「スポーツや交流を通して障害を知る」 ・「働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る」 ・「まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する」
講師料	無料（会場は申込者にて用意）
実 績	令和4年度：78件・参加人数3,766人

*令和4年12月より、年間派遣件数を50件から100件に拡大

ウ 各種ガイドブックを活用した啓発

区分	内 容
ガイドブック の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子 ・『こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇応対の例を紹介した冊子
活用例	各局の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修、学校の授業での活用 など

4 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

(令和4年4月～令和5年3月)

I 障害者差別に関する相談、調査及び調整

1 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※()内は、対応延べ件数

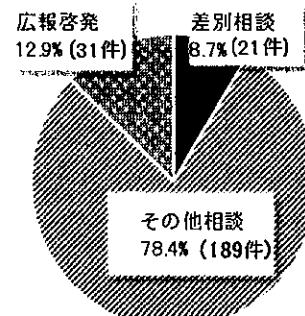
(単位：件)

	センターに直接寄せられた相談	地域の相談窓口から、センターへ引継がれた相談	地域の相談窓口が受け対応した相談	総計
差別相談	19 (376)	2 (2)	0 (10)	21 (388)
その他相談	185 (401)	0 (0)	4 (11)	189 (412)
広報啓発	31 (31)	- -	- -	31 (31)
総 計	235 (808)	2 (2)	4 (21)	241 (831)

【地域の相談窓口】

区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター
【相談の内訳】

- ・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
- ・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
- ・広報啓発：出前講座の依頼など

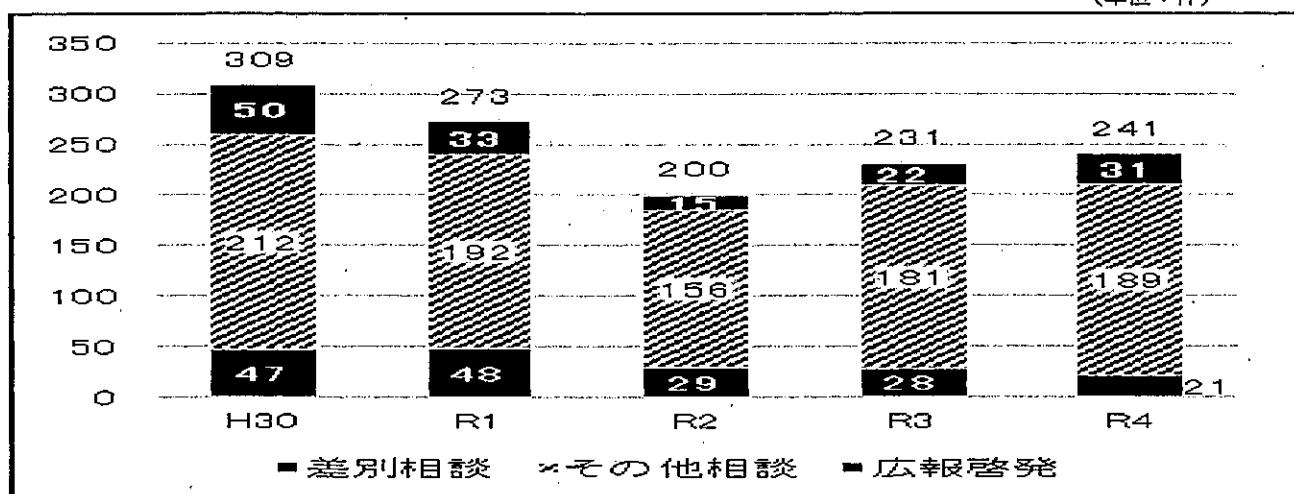


令和4年度のセンター及び地域の相談窓口に寄せられ対応した差別相談は21件(延べ388件)、寄せられた相談の総件数は241件(延べ831件)でした。このうち地域の相談窓口での対応件数は6件でした。寄せられた相談の総計は、昨年度に比べ大幅な増減はありませんが、差別事案の割合が減少し、広報啓発が増加しています。

なお、「差別相談」及び「その他相談」に相談いただいた方のうち、25人(12.1%)は過去にも相談がありました。

【参考】相談受付実数(年度別)

(単位：件)

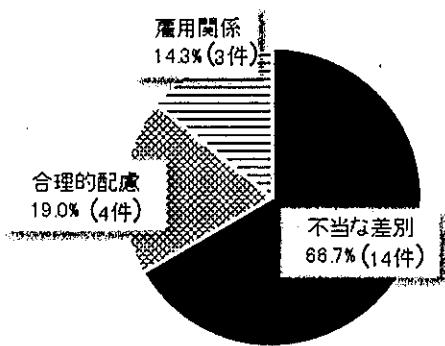


2 センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

(1) 差別の分類

(単位：件)

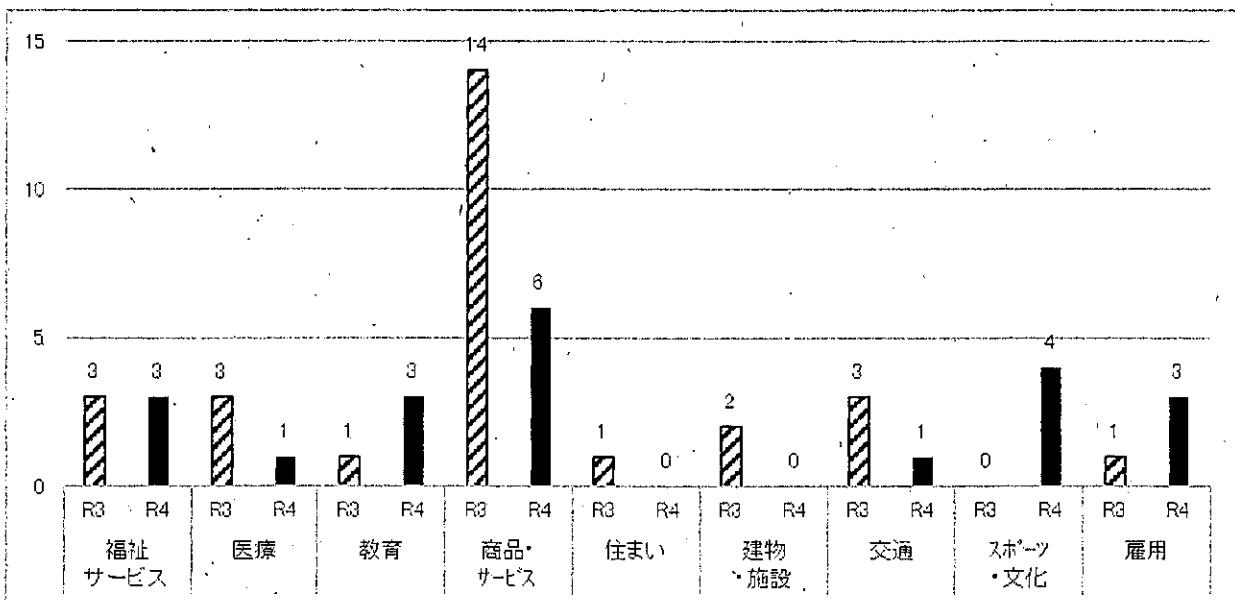
差別の分類	R3	R4
不当な差別	11	14
合理的配慮	16	4
一般私人関係	0	0
雇用関係	1	3
総計	28	21



センターが差別相談として受理し対応した事案は、【別表】のとおりです。この中には、地域の相談窓口から対応を引き継いだもの（2件）も含まれています。

(2) 相談分野

(単位：件)



【相談分野の例】

- 「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- 「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- 「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- 「交通」…電車、バス、タクシーなど
- 「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

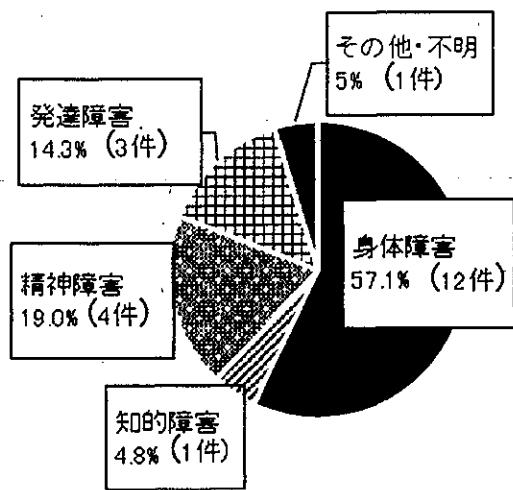
昨年度は差別相談件数の半数が「商品・サービス」分野でしたが、今年度は分野による大きな偏りは見られませんでした。

また、インクルーシブ教育が推進される中、「教育」分野の差別相談が3件ありました。

(3) 当事者の主たる障害種別

(単位:件)

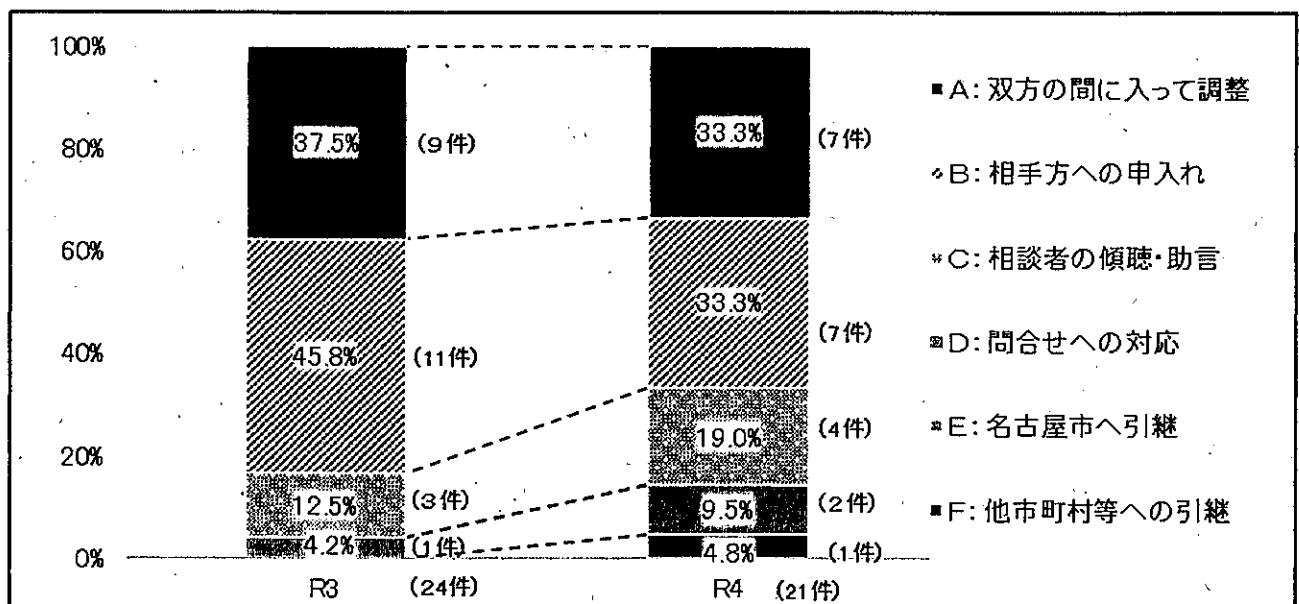
障害種別	R3	R4			
		計	男	女	不明
身体障害	18	12	7	4	1
視覚	8	2	1	1	0
聴覚	1	4	3	1	0
盲ろう	0	0	0	0	0
肢体不自由	9	5	2	2	1
内部	0	1	1	0	0
知的障害	1	1	0	1	0
精神障害	4	4	1	3	0
統合失調症	0	0	0	0	0
うつ病	0	3	0	3	0
双極性障害	0	0	0	0	0
不安障害	1	0	0	0	0
その他・不明	3	1	1	0	0
発達障害	4	3	3	0	0
広汎性	2	1	1	0	0
学習障害	0	0	0	0	0
その他・不明	2	2	2	0	0
高次脳機能障害	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0
その他・不明	1	1	0	0	1
合計	28	21	11	8	2



差別相談21件のうち、身体障害のある方からの相談が最も多く12件でした。次いで精神障害のある方からの相談が4件でした。身体障害のうち肢体に障害のある方からの相談が5件と最も多く、内3件は車いすユーザーの方からの相談でした。

3 センターにおける差別相談の対応状況

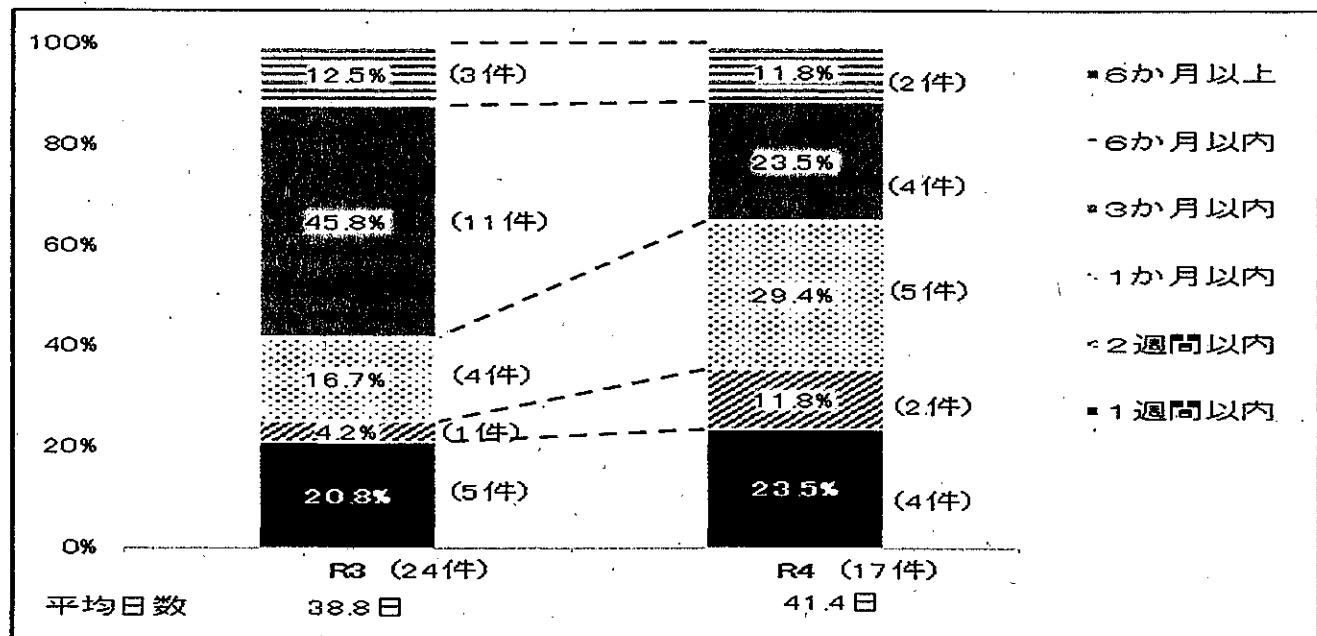
(1) センターによる調整の状況



差別相談 21 件のうち 14 件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記 A 及び B）を行いました。

※令和 3 年度・令和 4 年度ともに「D: 問合せへの対応」は 0 件

(2) 終結に至るまでの所要日数



センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談 17 件のうち、11 件が 1 か月以内に対応を終結しています。終結した差別相談のうち、「6 か月以内」の 2 件は教育の分野における相談であり、教育の分野の相談の調整に時間を要する傾向がみられます。

II 連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、受け付けた全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。（うち、1回はオンライン開催）

(単位：件)

実績	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	11	12	8	7	10
審議件数	75	109	53	37	40
1回あたりの審議件数	6.8	9.1	6.6	5.3	4.0

III 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

1 地域の相談窓口従事者向け研修

障害者差別に関する相談を受ける「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研修内容	参加人数
1	5月23日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消について」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会长 田中 伸明 氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター 職員	22人
2	7月22日 (オンライン)	○説明「障害者差別相談センターでの対応事例について」 名古屋市障害者差別相談センター 職員 ○事例検討（グループワーク）	8人
3	10月11日 (ハイブリッド)	○講義「教育場面での支援について」 名古屋市子ども応援委員会北プロック SSW ○講義「名古屋の特別支援教育について」 名古屋市教育委員会指導室 ○講義「障害のある子どもと学校生活」 名古屋手をつなぐ育成会	22人
4	12月12日 (ハイブリッド)	○講義「相手を理解するための話の聞き方・伝え方」 臨床心理士/公認心理士/社会福祉士 西川 絹恵 氏 ★虐待センターと合同開催	4人

2 その他の研修

愛知労働局職員から雇用な場面における差別相談の基礎知識やポイントを学び、今後の相談対応や連携にいかすことを目的に研修を実施しました。

日 時：令和4年11月21日（月）午後2時～4時
対 象：障害者差別相談センター職員 5名
会 場：総合社会福祉会館 小会議室
内 容：講義「雇用場面での障害者差別解消について」
講師 愛知労働局 職業安定部 職業対策課 職員

IV 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

1 出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例等について、対象者等の状況に合わせて、対面の他にオンラインによる講演も行いました。

受講対象	R2	R3	R4
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者(本人・団体)	0件（0人）	2件（11人）	1件（6人）
事業者(福祉サービス)	5件（156人）	6件（174人）	8件（286人）
事業者(一般)	3件（107人）	3件（45人）	5件（101人）
市・区役所等	0件（0人）	0件（0人）	4件（89人）
一般市民	6件（336人）	7件（343人）	9件（572人）
地域関係団体	0件（0人）	4件（53人）	4件（110人）
合 計	14件（599人）	22件（626人）	31件（1164人）

2 企業向けセミナー

民間企業を対象に、障害者差別解消法の視点から今後必要とされる企業のあり方や接客対応に関するセミナーを開催いたしました。

日 時：令和4年11月21日（月）午後2時～4時

形 式：ハイブリッド形式

会 場：総合社会福祉会館 大会議室

内 容：テーマ「障害者差別解消法から接客対応を考える」

第1部 講演「障害者差別解消の取り組みについて」

講師 名古屋市障害者差別相談センター 職員

第2部 講演「義務化される合理的配慮に対して企業が取るべき対応とは」

講師 川瀬 麻絵 氏（弁護士 田嶋・水谷法律事務所）

第3部 講演「障害当事者講話と合理的配慮における環境整備の事例紹介」

講師 小池 恒子 氏（視覚障害当事者講師）他

参加者数：来場参加者 9名 オンライン参加者 34名 合計 43名

3 市民向け講演会

一般市民を対象に、障害者差別解消法やセンターの活動について広く広報することを目的に実施いたしました。

日 時：令和5年3月4日（土）午後1時30分～3時45分

会 場：鯉城ホール

内 容：テーマ「差別や虐待のない地域社会をめざして」

第1部 講演「障害者差別、障害者・高齢者虐待について考えよう」

講師 田中 伸明 氏（弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長）

第2部 講演「発達障害は私にとってギフトでした!!～発達障害落語家誕生～」

講師 柳家 花緑 氏（落語家）

参加者数：374名

4 その他の広報関係

（1）センターニュースの発行（第13号・第14号）

センター業務への理解と周知のほか、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、年2回（5月・11月）発行しました。

地域の相談窓口（61か所）及び市内ハローワーク（3か所）の他、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

（2）駅スクエアビジョン広告（デジタルサイネージ）の実施

期 間：令和4年12月5日（月）～令和5年1月1日（日）

時 間：6時～24時

場 所：名古屋駅（新幹線口、桜通口側地下通路）

（3）障害者差別解消啓発ポスターの作成・配布

障害に対する理解の向上、障害者差別解消の推進を目的として、市民や事業者向けにポスターを作成し、配布しました。

【別表】障害者差別相談センターが対応した差別相談一覧／令和4年度4～3月（地域の相談窓口から引き継いだ2件を含む）

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者

【調整レベル】 A：双方の間に入って調整 B：相手方への申入れ C：傾聴・助言 D：問合せ対応 E：市へ引継 F：他市町村等へ引継

順位	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	上級区分
1	身：肢体不自由	市	スポーツ・文化	令和3年7月から運行開始した市営施設の園内バス(2台)は、電動車いすで乗車できない。電動車いすで乗車できるように改善してほしい。	不当	障害企画課を通じ所管局へ確認をしたところ、当初はすべての車いす利用者が乗車できるように検討していたが、園路の急勾配により安全が確保できず、移乗で乗車できる車両の導入に至った。センターからの指摘を受け、車両の改造や新たな車両の導入を検討したが、利用者及び歩行者の安全確保、積載荷重の増加による車両の走行能力の問題等により、改善が非常に困難な状況にあり、引き続き検討するとの回答を得た。所管局へは、現地調査の結果、急勾配の園路は電動車いすユーザーにとっても転倒の恐れがあるため、勾配の少ない園路において利用開始できるよう検討をお願いするとともに引き続き車両改善の検討もお願いする。	E
2	身：聴覚	民間	雇用	職場でパワハラを受けている。耳が不自由だからという理由で仕事を与えられず、話しかけても無視されるなど、人間関係の切り離しがある。パワハラをやめてほしい。	雇用	雇用場面における差別に関する相談のため、障害者雇用促進法の範疇となり、所轄である勤務地のハローワークをセンターよりご案内した。後日、ハローワークでの対応状況を確認したところ、パワハラについては具体性が確認できず、お互いのコミュニケーション不足によるものが大きかったため、配慮が必要な場合はまず意向を会社に相談し、話し合いを行うよう助言し、納得されたとのこと。	C
3	精：てんかん	民間	教育	てんかんと軽度発達障害のある中学2年の生徒は、てんかん発作が頻繁になったことで学校から部活の休部や隔日通学を提案され転校した。学校の対応は差別であったと伝えています。	不当	当該私立中学校へ事実確認をしたところ、双方の認識に大きな違いが見られたため、センターでは差別があったと判断することは難しい。しかし、認識の食い違いが生じた原因には、相談者に対する中学校側の説明不足がみられ、本人の意向に沿った丁寧な対応に配慮いただきようお願いするとともに、障害のある生徒への対応指針の策定を設置者である学校法人全体で検討いただくよう当該中学校をとおしお願いし、相談者へはフィードバックを行った。	B
4	身：聴覚	民間	雇用	突発性難聴を患う息子がアルバイトの面接を受けた際に店長から「障害者なんかいない。病院に通っている人も採用したくない。」と言われた。	雇用	雇用場面における差別に関する相談のため、障害者雇用促進法の範疇となり、センターでは対応できないことを説明した。相談者ご自身でハローワークに相談するとの意向があり、センターの対応を終了した。	C
5	身：肢体不自由	民間	交通	県外に住む車いすユーザーが名駅でジャパンタクシーを利用しようとしたところ、「名駅では乗車できない。」と言われた。名駅周辺でジャパンタクシーに乗れる所を教えてほしい。	不当	現地調査を行い、タクシー協会や所轄部署等から情報収集をしたところ、確実に名駅周辺で車いすのまま乗車可能と案内できるのは1か所のみであると判明した。相談者へは現状でご案内できる乗り場をルートマップとともに伝えするとともに、今回の相談を問題提起としてタクシー協会との会議上にあげることを報告したところ、謝辞を得て終結となった。	B
6	身：視覚	民間	商品サービス	外国人の店員しかいないコンビニでは、視覚障害者に対して商品を購入する際の必要な手伝いをしてもらえない。店舗ではなく、本部に改善を求める。	合配	当該店舗の運営会社に申し入れをしたところ、本部としては障害のある方などのお客様にはフレンドリーサービスに努めるようマニュアル、動画を案内している。しかし、フランチャイズチェーンのため改善させると即答はできないが、改めるよう店舗に伝えることはできる。今後の加盟店への指導の参考、検討課題とするとの回答を得た。相談者へフィードバックし、一定の理解を得られた。	B
7	発達：不明	その他行政	福祉サービス	市外行政機関に口頭での説明は早く理解できないから、「書面で筆談してほしい。」と合理的配慮を求めたが、相談者が求める配慮が得られなかった。	合配	当センターは名古屋市が設置した相談機関のため、市外の対応はできないことを説明した。県と広域相談窓口をご案内するとともに、障害特性における必要な配慮については具体的に説明をした方がいいと助言をし、謝辞を得て終了となった。	C
8	不明	民間	スポーツ・文化	事業者からの相談。コンサート会場で奇声をあげてしまう障害のある方への対応について教えてほしい。	不当	障害当事者団体、ライブやエンタテインメントを主催する興行者団体やコンサート施設からの意見等を確認した。その上でセンターの見解として、代替え手段を検討せずにチケットを販売しないのは不当な差別の取扱いにあたる可能性があり、どなたにも楽しんでいただくために、前向きに検討することが必要だと説明した。主催者としてどのような配慮を行えば落ち着いて鑑賞いただけるのか話し合いを行い、その都度個別に判断していくことが原則になると助言した。	C
9	身：肢体不自由	市	教育	身体障害と知的障害のある子どもの母親が、知的支援学校に就学相談を受けたいと伝えたところ、「自立歩行ができない子は対象にならない。」と断られた。就学相談すら受けられない理由とその根拠が知りたい。	不当	相談者からは直接教育委員会から話が聞きたいとの要望で、障害企画課を通じ教育委員会から丁寧な説明を行うよう伝えた。教育委員会は肢体不自由の部分であれば別の学校になるという意味であり、誤解を生んだと保護者に説明をし、就学相談も実施され、相談者から一定の理解を得た。	E
10	身：聴覚	民間	医療	メンタルクリニックに受診予約の電話を入れたところ、障害があることを理由に遠回しに断られた。当該クリニックの利用はしないが、当該クリニックが障害者差別解消法を理解できるよう機会を設けてほしい。	不当	メンタルクリニックに確認をしたところ、事実を概ね認めた。クリニックが設定する初診の問診時間では十分に対応できないとの判断理由であったが、受付する際は本人の意向に添った十分な話し合いが必要であり、手話通訳、要約筆記の派遣やコミュニケーションボードの活用等も考えられると提案した。また、障害者差別解消法の説明を行い、後日リーフレットを送付した。相談者へはセンターの対応報告を行い、謝辞を得て終了となった。	B
11	精：うつ病	市	福祉サービス	生活保護担当職員から失念・失敗を障害や病気を理由に責め立てる発言をされ、精神状態の悪化を引き起こした。うつ病を患者への配慮のない言動は障害者差別にあたり、担当者を変更してほしい。(障害者基幹相談センターからの引継ぎ)	合配	担当職員による配慮を欠いた言動については不適切なものとして、保護係上司より当該職員に対し指導がされていた。支援者からの本人の担当者変更の相談については、本人からの合理的配慮の申し入れとして耳を傾けるべきものであることをセンターより説明し、検討いたしました。年度末まで残り数ヶ月の期間の中での担当者変更是混乱を招く可能性があるため、郵送による手続きや連絡時に支援者に協力してもらうなど、本人と現担当者が直接対峙することないよう配慮していく事を代替案として提案され、不都合があればその都度修正していくことで本人からも一定の理解が得られたため終了となった。センターとしては何らかの不具合が生じた場合、改めて相談いただけることを本人及び支援者にお伝えした。	A

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議における報告事例
市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和4年度10月～3月）

1 趣旨

令和4年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしてもらうもの。

2 集計件数

受付 件数	申出内容別の状況						
	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施設のバ リアフリー 一関係	その他の 相談等
	差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
5件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	3件

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

【相談区分】

- 1 職員の対応 (事例1・2)
- 2 事務事業の実施方法等 (事例1)
- 3 施設のバリアフリー関係 (報告事例なし)
- 4 その他の相談等 (事例3～5)

(参考) 相談件数の推移

年度	受付 件数	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施設のバ リアフリー 一関係	その他の 相談等
		差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
R元	9件	1件	2件	0件	0件	0件	1件	5件
R2	4件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件
R3	5件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	2件
R4	5件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	3件

3 相談事例の概要

○職員の対応・事務事業の実施方法等

事例 1	精神障害者への職員の対応について
相談者	障害当事者（精神障害）【差別相談センター経由】
相談内容	<p>生活保護受給者である対象者に対して、生活保護担当者からの電話連絡がつかず、家庭訪問を行っても不在であったため、メモをポストに投函した。対象者と面接を行うため、やむなく、生活保護費の支払いを口座振替から窓口払いに変更した。</p> <p>対象者はメモに気づかず、生活保護費が銀行口座に振り込まれていないことから、担当者に連絡を入れた。この電話のやり取りの中で、担当者が対象者の精神疾患のせいで連絡に気づけなかったという趣旨の発言を行い、また強い口調であったため、当該担当者に対して恐怖感を抱くようになった。</p> <p>後日、別件で区役所に来庁した時、急遽生活保護の窓口を案内された際も、当該担当者と接することを考えると不安感に襲われ、過呼吸を起こした。このような経緯から、担当者を変更して欲しいとの申し出があった。</p> <p style="text-align: right;">(区役所)</p>
対応	<p>精神疾患を抱える対象者に対し威圧的な言動かつ差別的な発言にあたるような対応をしてしまった点について、当該職員に注意を行うとともに、職場内研修を通じて全職員に対し障害者の人権啓発を行った。</p> <p>また、国基準で担当者一人あたり 80 世帯が上限とされているところ、現状 100 世帯以上を抱えている状況もあり、担当者の変更を行うことは、玉突き的な担当変更につながるため、組織運営上、困難である。</p> <p>しかし、合理的な配慮の観点から、当該担当者との接触を極力減らすよう以下の解決策を対象者に提示し、ご理解いただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きは可能な範囲で郵送での対応を行う。 ・来所でないとできない手続きが発生した場合は、当該担当者以外に複数の職員を同席させ、極力会話も同席の職員が行う。 ・電話連絡も対象者の障害者支援の担当に行い、当該担当者が対象者へ直接電話連絡をしないようにする。

○職員の対応

事例 2	視覚障害者への市バス運転士の対応について
相談者	障害当事者（視覚障害）の友人
相談内容	<p>視覚障害、白杖ありの方が市バス乗車時、運転士に福祉特別乗車券の IC 読み取り部の場所を確認するも、「ここに書いてある」との答えであった。見えないと言うも、「ここに書いてある」としか言わず、教えてくれずに馬鹿にした笑いをする対応であった。非常識対応の運転士を特定して厳重注意処分をし、謝罪を求める。</p> <p style="text-align: right;">(交通局)</p>
対 応	<p>お客様の申し出に関して、ドライブレコーダー映像と、当該運転士に確認をしたところ、関係者の雨傘と白杖が重なっていたこともあり、運転士は視覚障害者と認識していなかった。</p> <p>しかし、お客様が「見えない」と申し出ていることから、視覚障害者かもしれないと考えお客様に沿った対応をすること及び、障害の有無に関わらず丁寧な対応をすることを、常日頃から心掛けるよう指導した。</p> <p>また、お客様に対しては運転士の発言に配慮がなく、ご不快な思いをおかけしたことを謝罪した。</p> <p>お客様から障害のある方への接客（福祉特別乗車券を IC 読み取り部にタッチすることが困難な場合、乗車券は目視確認とする）を徹底してほしいとの要望があり、当該営業所の運転士に対して、毎月実施する研修（業務習得）で数か月に渡り再周知するとともに、点呼（運行前に行う対面での指示、情報伝達）、掲示による啓発を実施した。</p> <p>また、全営業所の運転士に対しても、障害のある方への対応について研修を実施した。</p>

○その他の相談等

事例 3	重症心身障害児の学びの場の決定について
相談者	障害当事者（重症心身障害児）の家族
相談内容	<p>肢体不自由と知的障害の重複障害がある子どもの就学先について、養護学校で教育相談を希望したところ、知的障害の児童生徒の学びの場である養護学校よりも、肢体不自由の専門性の高い肢体不自由特別支援学校をすすめられた。当該養護学校の対応は適切であるか確認したい。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>
対 応	<p>肢体不自由と知的障害の重複障害がある子どもの学びの場は、肢体不自由教育の場と知的障害教育の場で一律に線引きできるものではないため、教育相談を経て総合的に判断する必要があることを当該養護学校と確認した。</p> <p>居住学区の小学校及び当該養護学校での教育相談を経て、本人・保護者の意向を最大限尊重した上で、総合的な判断によって学びの場を決定した。</p>

事例 4	高次脳機能障害者への対応について
相談者	障害当事者（高次脳機能障害）
相談内容	<p>有効期限の切れた特定保健指導を医療機関が予約を受け、本人が当該医療機関に保健指導初回面接を利用しに行ったところ、有効期限切れが発覚し、以降の支援は受けられないと医療機関から言われ、支援を中止した。</p> <p>自分は高次脳機能障害を患っており、障害者手帳も持っている。受けられないことが理解できない。合理的配慮を求める。</p> <p>①有効期限を延ばして利用できないか。 ②複数の医療機関に通っており、特定健診を受ける際もかかりつけ医ではない医療機関で受けた。特定保健指導はさらに別の医療機関を案内され、とても利用しにくい。かかりつけ医で実施してもらえるよう配慮してもらえないか対応を求める。</p> <p style="text-align: right;">（健康福祉局）</p>
対 応	<p>本人の訴えを傾聴し、担当職員から本人に対し、以下の制度趣旨を説明し、理解を求めた。</p> <p>①制度上、個別に有効期限を変えることは難しい。 ②かかりつけ医（特定健診未実施）に特定健診等の実施体制を整えるよう調整することは難しい。</p>

事例 5	施設のイベントに係る対応について
相談者	障害当事者（身体障害）
相談内容	<p>施設のイベントに参加したいと思った。整理券配布が先着順だが、足に障害があり、長時間の立ちっぱなしのが苦手である。また、歩行がゆっくりで他のお客様に迷惑をかける可能性もあるので、配布方法について配慮して欲しい旨メールで問い合わせた。返事がすぐに来なかつたので、電話で問い合わせたが、障害者への対応はしていないと言われ、電話対応もひどかった。施設の指定管理者に対し、怒りに感じていることを伝えて欲しい。</p> <p style="text-align: right;">（緑政土木局）</p>
対 応	<p>当該指定管理者より、問い合わせに対し「他の参加者との公平性が担保されないため、特別な配慮はできないが、整理券配布前に来館し、待機することは可能であることを伝えた。」旨確認した。しかし、問い合わせから2日の回答であること、配慮不可となったことが相談者を立腹させる結果となってしまった。</p> <p>当該指定管理者には、イベントを開催する時は、来園者の立場を踏まえた運営方法を検討し、運営マニュアル等を整備しておくこと、本市の障害者差別解消に対する取組みについて、ウェブサイトを確認し、再発防止に取り組むことを指導した。</p>

愛知労働局及び名古屋法務局における相談事例

(令和4年10月～令和5年3月)

1 愛知労働局における相談事例（愛知県内）

(1) 集計件数

件数	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他の相談等
24件	2件	22件	0件

(2) 主な相談事例の概要

相談者	障害当事者の同僚
区分	合理的配慮の不提供
相談内容	障害当事者（身体障害（下肢））の同僚から、「下肢に障害のある身体障害者が物流部門で倉庫業務に従事しているが、下肢への負担が大きく辛い」と言っている。総務担当にその旨伝えたが、十分な対応が図られず改善の見込みがなく困っている」と労働局に相談が寄せられた。
対応	事業所所在地のハローワークが事業所の担当者と面談。訴えの内容を説明し、障害や体力に配慮した対応をするよう助言した。その後、事業所が本人とあらためて話し合い、下肢への負担の少ない業務に配置換えとなった。

相談者	障害当事者（精神障害）
区分	障害差別
相談内容	障害当事者から、「民間求人サイトを利用して正社員求人にエントリーしたが、精神障害があることを伝えたところ採用選考を拒否された。障害者差別に当たるのではないか」と労働局に相談が寄せられた。
対応	ハローワークから事業所担当者に事情を確認したところ、他の応募者で採用が決定したことが断った理由であり、障害を理由として採用選考を拒否した訳ではない旨の主張がなされた。今後、障害者から応募があった場合、障害者差別と疑われる対応を取らないよう助言した。

2 名古屋法務局における相談事例（愛知県内）

（1）集計件数

件数	雇用差別	結婚・交際 に関する差別	商品・サービス等 の提供拒否	差別表現	財産侵害	その他
60 件	12 件	0 件	7 件	25 件	1 件	15 件

※ 障害のある人に関する相談件数

（2）主な相談事例の概要

相談者	障害当事者の家族（身体障害者）
区 分	商品・サービス等の提供拒否
相談内容	法人職員は、身体障害のある妻の代わりに電話をした夫が、「身体障害者」という言葉を発した途端、一方的に電話を切った。
対 応	当事者間の関係調整を行った。

相談者	障害当事者（知的障害者）
区 分	差別表現
相談内容	インターネット上にある複数のページに、障害者が強く不快に感じる発言があるので、削除等の人権救済措置をとっていただきたい。
対 応	現在調査中

相談者	障害当事者（精神障害）
区 分	雇用差別
相談内容	入社時から現在まで、病気（障害）を理由に差別・不当な扱いを受けている。相談者は、病気の症状の様子を見たいという理由で、契約社員で採用されたが、その後、7年経過しても正社員にならず、人事部もきちんと対応してくれない。 また、本件は、労働基準監督署に相談しており、同署から、強制力のない調整や斡旋の措置はできるかもしれないが、会社との関係が難しくなると言われて、返答を保留している。
対応	法務局の人権擁護機関としての役割と強制力のある措置はとれないこと及び雇用契約の問題は労働局の対応になることを伝えた。 今後、労働局からさらに情報を集めて、同局に対する返答をすることを勧めた。